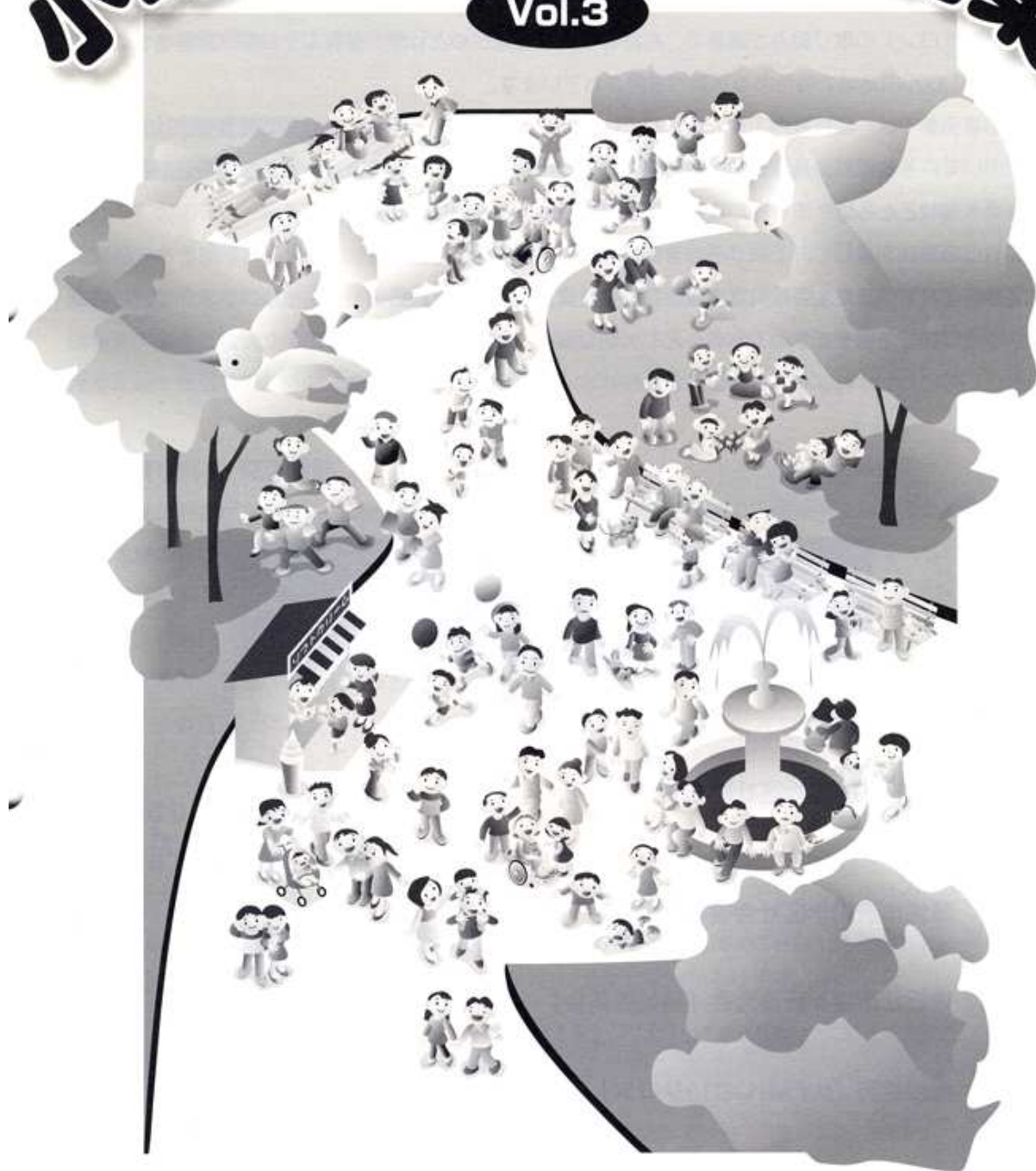


小地域福祉活動事例集

Vol.3



社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

平成 21 年 3 月発行

はじめに

小地域福祉活動とは、自治会や小学校区など生活の場である身近な地域を単位として、誰もが安心して、生きがいをもって生活できる地域づくりのために、住民が力をあわせて、また、社会福祉協議会等の専門機関と協力しあいながら、地域の福祉課題の解決を目指して進める住民主体の福祉活動です。

小地域福祉活動には、住民の福祉学習・啓発活動、福祉問題発見活動、ふれあい・交流活動、見守り・助け合い活動などがあります。滋賀県では、特にふれあい・交流活動の一つとしての「ふれあい・いきいきサロン」の取り組みが顕著で、高齢者サロンをはじめとして、子育てサロン、障害者サロンなど県内約1,600の地域で特色ある活動が展開されています。

この事例集では、滋賀県内で取り組まれているサロンや助け合い活動、マップづくりなど、4つの事例について、それぞれの地域の特色や課題に応じて、自分たちでできることを考えながら活動されてきた経過や現状とともに、取り組むなかでの気づきや思いを紹介しています。

これらの事例を通して、これから自分の住む地域で福祉活動を推進されようとしている、あるいは既に活動をされている民生委員児童委員、福祉推進員、福祉委員、自治会役員、ボランティアなどの方々が、小地域福祉活動をすすめていくうえで大切な視点やポイントを感じとっていただき、今後の活動の参考にいただければ幸いと存じます。

目次

小地域福祉活動を進めるために.....	2
事例1 長浜市南郷里地区社協と在宅ケアを支える会	3
～人と人とのつながりを強くしたい	
事例2 草津市渋川学区社会福祉協議会	5
～多様な団体との連携によるまちづくり	
事例3 東近江市桜ヶ丘自治会「福祉委員会」	7
～防災マップづくりからふれあいを大切にするまちづくりへ	
事例4 西浅井町「山門あじさいサロン」	9
～心をつなぐ	
参考資料	11



小地域福祉活動の内容

1. 住民の福祉学習・啓発活動

地域住民が社会福祉への関心をもち、福祉活動に参加する気持ちを高めるための学習や啓発をする活動です。具体的には、空き缶拾いや公園の清掃などの「美化活動」、講演や地域の福祉課題について話し合うことにより、地域住民の社会福祉への理解を深める「福祉講座（体験講座）・ボランティア講座の開催」、福祉委員会の活動の様子や福祉講座の内容などを伝えることにより、社会福祉への理解をすすめるための定期的な「広報誌の発行」などがあります。

2. 福祉問題発見活動

地域の福祉問題を発見、把握する活動です。問題について住民がともに考え、課題を共有し、協働するために大切な取り組みです。具体的には、地域住民が地域で感じていることや起こっている問題について話し合う場である「小地域懇談会」、近隣の助け合い活動や日常の見守り、緊急時の素早い対応のために、自分たちの地域に民生委員児童委員や一人暮らしの高齢者など、どのような方がいるのかを地図に落とすことによって整理する「福祉マップ（地図）づくり」、地域住民の社会福祉に対する意識や福祉課題を把握するための「意識調査・実態調査」などがあります。

3. ふれあい・交流活動

地域住民同士がふれあい、交流する活動を通して、つながりや地域での居場所をつくるための活動です。地域の福祉問題を発見・把握し、新たな活動へ展開したり、見守り活動の役割も果たしたりする大切な取り組みです。具体的には、誰でも気軽に参加でき、地域住民のふれあいやつながりづくりの場である「ふれあい・いきいきサロン」、子どもや高齢者、障害者との交流やつながりづくりを進める「ふれあい交流」、「孤食」をしている方が一緒に食事をすることによって仲間づくりにつなげる「ふれあい食事会（会食会）」、「つどい」、「子育てサークル」などがあります。

4. 見守り・助け合い活動

地域住民のお互いさまの活動です。「ちょっと助けて」と気軽に言える関係づくりを進めることによって、支援を必要とされている方の地域からの「孤立」も防ぐことができます。具体的には、ボランティアによるお弁当の配食活動や郵便配達員、新聞配達員による「安否確認」、高齢者の一人暮らしのゴミ出しを近隣住民で手助けするといった「助け合い活動」などがあります。

小地域福祉活動の内容	活 動 例
1. 住民の福祉学習・啓発活動	○美化活動 ○福祉（体験）講座 ○ボランティア講座 ○広報誌の発行
2. 福祉問題発見活動	○小地域懇談会 ○福祉マップ（地図）づくり ○意識調査、実態調査
3. ふれあい・交流活動	○ふれあい・いきいきサロン ○ふれあい交流 ○ふれあい食事会 ○つどい ○子育てサークル
4. 見守り・助け合い活動	○安否確認 ○助け合い活動

※それぞれの活動を別々にする必要はなく、複数の活動を組み合わせて一緒にすることも有効です。
（例えば、「ふれあい・いきいきサロン」で「ふれあい食事会」をするなど）

南郷里地区社協と 在宅ケアを支える会

～ 人と人とのつながりを強くしたい ～

地域の概要

長浜市南郷里地区は、旧長浜市のほぼ中央に位置し、北陸自動車道を挟み住宅開発が進む地域と田園風景が広がる地域を併せ持つ人口約1万500人、3,800世帯で高齢化率が17.5%の地区です。

最近では、アパートやマンションが多くなり、住民の暮らしの様子を把握することが難しくなっています。

南郷里地区社協の活動

南郷里地区社協（以下、地区社協とします。）は、昭和36年に設立された、県内でも最も歴史のある地区社協の一つです。

現在、地区社協は「高齢者・障害者部会」、「老人生きがい部会」、「児童育成部会」、「事業推進部会」、「管理部会」の5つの部会に分かれて様々な活動を行っています。（表）

このうち、「事業推進部会」の「福祉懇談会」は、地域の福祉問題について話し合うために、毎年2つの自治会で開催しているもので、10年以上続けられています。

福祉懇談会は地道な活動ですが、地区社協活動で最も基本的でかつ大切な活動です。これが続けられていることによって、地区社協活動が継承、継続され、新たな課題に対する取り組みを生む原動力になっているといえます。



会議の様子

在宅ケアを支える会の誕生

平成8年から9年度の2年間にわたって、地区社協は県社協の「学区（地区）社協育成強化補助事業」の指定を受けました。この時期、南郷里地区ではボランティア活動への理解があまり進んでいませんでした。そこで、県社協のモデル地区の指定を契機に、平成8年度にボランティア講座を6回開催しました。

また、国ではゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略）に基づき、ホームヘルパーの増員など在宅福祉サービスの計画的な基盤整備を進めていました。地区社協では、公的サービスとあわせ、ちょっとした家事援助や安否確認などの住民同士の助け合いの活動が大切になると考え、平成8年度と9年度の2年にわたり介護講座を各10回実施しました。この講座は、助け合い活動を実践する力をつけるために、ヘルパー3級程度の実力をつけることを目的とした本格的な講座でした。

【南郷里地区社協の部会と活動】

部 会	主な活動内容
高齢者・障害者部会	・寝たきり・認知症・ひとり暮らし高齢者、障害者への訪問活動（敬老の日と年末の年2回）
老人生きがい部会	・ひとり暮らし高齢者のふれあい交流会 ・自治会単位でのふれあいサロンへの助成、支援
児童育成部会	・三世代交流もちつき大会の開催
事業推進部会	・福祉懇談会の開催 ・合同研修会の開催 ・賛助会員の募集 ・福祉先進地の視察研修 ・社協だより等の広報活動
管理部会	・部会・理事会・総会の運営 ・事業全般の企画、予算、決算、諸団体への対応 ・福祉団体等への助成金の交付

これらの講座を修了した人たちに対して地区社協から福祉ボランティアの会の結成の呼びかけがあり、修了者で委員会をつくって検討を重ねました。その結果、平成9年10月27日に「南郷里在宅ケアを支える会」が93名の参加を得て発足しました。

在宅ケアを支える会の活動

「在宅ケアを支える会」（以下、支える会とします。）の活動の基本は、会員の所属する自治会（町内会）での活動です。南郷里地区には21の自治会がありますが、このうち、16の自治会に会員がいて、民生委員児童委員や福祉委員など関係者と協力しながら活動をしています。

毎年実施する総会では、各自治会での会員の取り組みが報告され、活動の情報交換と共有の場となっています。

会員の具体的な活動は、友愛訪問や生活支援、ふれあいサロンの活動など、暮らしに最も身近な地域である自治会単位だからこそできるものとなっています。

また、南郷里公民館事業への協賛や、デイサービスセンターでのボランティア活動（週2回）、市社協の「ふれあい電話」の活動など、会として地区や市全体の福祉活動にも協力をしています。

活動を継続していくためには、研修会は欠かせません。地区社協の開催する民生委員、自治会長、老人クラブ会員、支える会の会員等を対象とした合同研修会に参加するとともに、会独自で講師を招いた研修会や県内外の先進地研修を毎年実施しています。



合同研修会の様子

転換点を迎えた在宅ケアを支える会

会が発足して10年以上が経過しました。会の発足10年を契機に機関紙を発行し、全

世帯に配布して活動の広報や会員の拡大に努めていますが、会員は平成15年度の110人をピークに年々減り続け、平成20年度には52人となりました。また、これにあわせ会員の所属する自治会数も減少し、現在9自治会となりました。

この原因は、会員の高齢化や働きに出て活動に参加できなくなった会員が増えたこと、アパートやマンションが増加する中で、新たに会員を増やしていくことが困難になったことなどが挙げられます。

支える会の活動が転換期を迎える中、平成19年12月に南郷里地区の住民の交流を深め、住民共通の福祉の向上と地域振興を目指して「南郷里地区地域づくり協議会」が長浜市で2番目に発足しました。地区社協と支える会もこれに参加し、活動に協力することになりました。

現在、「まちづくり」という大きな枠の協議会への参加を通して、支える会の活動の枠組みを広げていきたいと考えています。

人と人とのつながりを強くしたい

転換期を迎えている支える会ですが、これも10年以上にわたって活動が継続されてきたからこそ迎える転換期であるといえます。

変わり続ける地域の中で、地区社協と支える会が車の両輪となって地域福祉活動がすすめられてきました。そして、新たに誕生した地域づくり協議会というひろい枠組みに入りながら、「人と人とのつながりを強くしたい」という願いを実現するために、今後も地区社協と支える会は活動を続けていきます。



散歩の様子

渋川学区社会福祉協議会

～多様な団体との連携によるまちづくり～

地域の概要

渋川学区は、草津駅を中心にマンションが次々と完成したことで京阪神から若い世代が移り住み、児童が急増したことから、平成15年に草津第二学区から分離独立してできた学区です。渋川学区社会福祉協議会（学区社協）は、平成15年4月に発足し、今年で6年目を迎える新しい学区社協です。

高齢化率は13.2%と草津市の他の地域と比べても低い方ですが、マンションが多くなり、近隣住民の横の連携が希薄化してきていることが懸念されています。

学区社協の活動

渋川学区社会福祉協議会には、4つの委員会があり、相互に連携・協力しながら事業を進めています。

【渋川学区社会福祉協議会の組織と活動】

委員会	主な活動内容
総務委員会	総合計画、立案（三役会）
福祉委員会	福祉講座、役員研修会、高齢者ふれあいサロンの開催
ボランティア委員会	ボランティアの発掘・育成、ボランティア学習会の開催
広報委員会	広報の編集・発行

【委員会構成団体】
自治連、老人ク連、民児協、学区地域協働校、小学校、PTA、子ども会指導者連協、健康推進委員会、学区スポーツ振興会、地域協働推進委員会、街づくり協議会、市民センター

ボランティア委員会について、今までは、構成団体から選出した充て職になっており、防災訓練に協力をしてもらう程度の活動し

かできていなかったため、平成21年度からは、ボランティアをしている人から選出し、ボランティア連絡協議会を立ち上げようと考えています。

他の団体と連携した取り組み

渋川小学校ができて2年目くらいに、小学校に一番近い町内会が、4～5名で子どもたちが帰る頃に校門まで出迎えて、一緒に歩くようになったことがきっかけで、「子ども見守り隊」の取り組みが始まりました。当時は、神戸の児童殺傷事件などがあったこともあり、1つの町内会だけに任せてはおけないということで、学区内の14町内会が安全確保のため、協力して立ち上げました。

現在は、各町内会が輪番制で担当しています。青少年育成区民会議、地域協働校、PTAなど、いろいろな団体に関わって、町内会単位でのボランティア活動として取り組んでいます。



また、音楽との出会いを通して、子どもと大人の健全育成の一助となるよう、「ふれあい音楽コンサート」を地域協働各校と協働で開催しています。自治連合会との協働では防災訓練や学区ふれあいまつりなども開催しています。平成20年12月には、学区社協として災害時特別基金を設置し、災害時への対応に備えています。

こうした他の団体と連携して取り組むことは、学区社協の活動を理解してもらう良い機会となっています。

取り組むうえで大切にしていること

どの町内会でも70歳以上、独居の高齢者等が増えていることから、サロンの立ち上げが必要となっています。しかし、町内会の理解や協力が得られないのが現状です。

このことから、平成21年度からは、福祉推進委員を各町内会から1名ずつ選出してもらい、学区社協の専従の役員として位置づけ、福祉推進委員を核として活動を進めていきたいと考えています。町内会長には、学区社協の役員とはならず、福祉推進委員の活動に全面的に協力していただけるよう、お願いしています。

しかし、福祉推進委員の中には、初めて経験される方も多いと思われることから、学区社協の事業、活動とは何か、福祉推進委員の役割とは何か、目標は何かなどを伝える必要があり、これらを理解するためには、研修会を重ねていかないと考えています。

これからの学区社協

独居の高齢者が年々増加しているため、安否確認を兼ねた地域サロンや、配食サービスが重要となってきていますので、今後、取り組んでいく予定をしています。また、子育てサロンについても、小地域（町内会）の取り組みが重要で、地域でサポートしてくれる人や応援団が必要となってきます。

これらの取り組みの核となるのが、福祉推進委員の役割と考えています。任期が2年のため、短期間で交代となるのですが、2年で終わらず、4年、8年、10年と、継続して学区社協の活動を委ねられる人材の育成が重要であると考えています。

平成20年度には、学区社協の福祉活動計画を策定しました。渋川をこよなく愛する者が、「ふれあってみんなの知恵をだしあうこと」で、このまちに住んでよかったと思えるまちをつくるために、5つの重点目標を掲げました。

【福祉活動計画 重点目標】

重点目標	内 容
高 齢 者 対 策	高齢者が、生きがいを持って地域で活躍できる環境づくりを目指します。
子 育 て 支 援 対 策	子どもたちが安心して健全に過ごせるよう、地域住民あがて見守り活動を進めます。
障 害 者 対 策	障害者も気軽に地域行事に参加でき、交流が図れるよう支援体制づくりに努めます。
生 活 環 境 対 策	向こう三軒両隣の関係を大切にし、心の通った近所づきあいに取り組みます。
災害時の安否確認対策	有事の際の役割分担を決め、防災訓練等を通じ住民の実態把握に理解を求めます。

これらの重点目標の実現に向け、小地域での取り組みをバックアップ、指導できるよう取り組んでいきたいと思えます。

渋川学区住民福祉活動計画

ふれあって 知恵をだしあう まちづくり

私たちの住む渋川学区は、早稲田に近接し、駅を中心とした東西に大規模団地が展開され、活気に満ち溢れた「まち」になっています。

駅までの至近距離にある地理的な優位性から、少ない空間効率を活かすためのマンション建設が進み、若い住民が増え、市内13学区・地区・区の中での高齢化率は下から3番目に位置し、家世の平均年齢も23人となっています。

学区の状況は近年著しく変遷し、新旧住民との居住などから自然に大きな変化が現れるようになっています。



渋川をこよなく愛する者が、ふれあってみんなの知恵をだしあうことで、このまちに住んでよかったと思えるまちをつくるためにこの計画を策定いたしました。まちの良さを幸せに出来る、それはあなたのもちよったした活動から始まります。

平成21年3月
渋川学区社会福祉協議会
草津市社会福祉協議会

桜ヶ丘自治会「福祉委員会」

～防災マップづくりからふれあいを大切にするまちづくりへ～

地域の様子

桜ヶ丘自治会は、東近江市能登川地区にある昭和49年にできた新興住宅地です。116世帯のうち一人暮らし高齢者は12人、高齢化率は19.3%ですが、今後1年ごとに確実に高齢化率が上がることが予測されている地域です。

「福祉委員会」立ち上げのきっかけ

桜ヶ丘自治会では、すでに「あったかサロン」などの取り組みは進んでいましたが、民生児童委員を中心に、さらに見守り活動などの取り組みが必要と考えていました。平成17年7月、東近江市との合併を前に、桜ヶ丘自治会で社協職員との懇談会が開かれ、翌年3月「(仮称)福祉推進委員会」が任意の団体として立ちあげられました。本来、自治会としての活動にしたいというメンバーの思いがあり、自治会の役員や住民に活動内容等を理解してもらうため、「福祉新聞」を発行し、自治会における正式な発足に向け、準備をすすめていました。簡単にはその必要性は認められなかったものの、「助け合いマップ」づくりなどの活動を進めるうちに、平成19年9月の総会でようやく自治会の組織として「福祉委員会」が成立しました。

「助け合いマップ」づくりから「防災マップづくり」へ

平成18年頃、民生児童委員活動として独居高齢者と高齢者世帯の緊急連絡表を作成し、要援護者の把握がされるなど、高齢者の見守りなどについての関心が高まっていま

した。平成19年1月に社協から「支えあいマップ」づくりの学習会について働きかけがあり、福祉推進委員会で「サロンなどを通じて地区の人のことをよく知っている」と思われる数名に声をかけ、「マップ作成チーム」を立ち上げ、木原孝久さん（住民流福祉総合研究所長）を講師に迎えた学習会が行われました。その翌日には「熱の冷めないうちに・・・」と再びメンバーが集まり、マップを作成するほどの熱心な活動がスタートしました。



作業が進むうちに、能登半島や新潟の震災が起こったことも影響し、災害時の支援体制について考える重要性を感じ、「防災マップ」づくりをすることになりました。

メンバーは毎月第4木曜日に集まり、マップ作成会議をすすめてきました。すでに独居高齢者や高齢者のいる家のマップ、さらに幼児・小学生・中学生のいる家についてのマップ、さらに、震災時にはベットを避難所に連れて行けないという課題を知り、ベットのい

る家についてのマップもまとめました。現在までに、災害時の要援護者の安否確認体制を確認し、マップ化するところまでこぎつけました。

「マップ作成会議」から次の活動へ

マップ作成会議は「同じやるなら楽しくやろう!!」をモットーに、持ち寄ったお菓子を楽しみながら、笑いが絶えない時間です。しかし、そこには進行管理をする役割のメンバーがおり、その日の目標は知らず知らずの内に達成されていきます。ここでは脱線話が許されています。それは、メンバーが脱線話の中に大切なきづきがあり、次のステップへつながることを共有しているからです。また、今まで20数回の会議が開催されましたが、全ての記録をしっかりと残していることも次の活動につながる鍵のようです。



自治会の活動と連動した福祉委員会の活動

福祉委員会は、役員・運営委員として委員長、副委員長（2人）、民生児童委員、顧問、その他会議に必要と思われる活動団体で組織されています。自治会長は福祉委員会副委員長（会計担当）となり、自治会長を退いた後、翌年には福祉委員長となります。また、3年目には（正）副委員長となり、最低3年間は福祉委員会の役員として活動することになっています。この体制は、委員会設立当初、自治会の福祉部門として自治会全住民の取り組みとなることを大切に考えた結果、メンバーが発案しました。また、マップ作成や防災訓練は自治会の「福祉委員会」発活動であることから、各組長が役割を担います。

マップ作成に終わらず、自治会の防災体制

を確立させるため、平成20年10月26日には防災訓練が実施されました。自治会の様々な組織（あゆみの会〈老人会〉や子ども会、自警団）も参加したため、多世代参加の訓練となりました。訓練では、事前の準備が功を奏し、避難場所や安否確認などが組織的に進められたそうです。今後は減災への取り組みも必要ではないかと次の防災訓練へ向けて検討が進んでいます。



「ちょこぼら委員」

平成20年1月から、近隣の見守り（挨拶、声掛け、安否確認など）や困りごとの発見、福祉委員会への提案などを役割とする「ちょこぼら委員」グループがスタートしました。

メンバーは、様々な年代層で構成されており、任期は最低1年間で、継続は妨げられないため、さらに増えることが期待されています。

年4回は、組長とちょこぼら委員の情報交換会が開かれ、福祉委員会の報告や気づいたことの話し合いが行われ、福祉委員会へ伝えられ、福祉委員会の活動へつながります。

ふれあいのまちづくりへ向けて

桜ヶ丘自治会では、福祉委員会の防災マップづくりやちょこぼら委員による見守り活動のみならず、様々な会の活動を大切にしながら、住民のふれあいを進めています。

現在は「悠遊会」（あゆみの会からスタートし、現在では住民すべてを対象としている）が偶数月の第1土曜日に草の根ハウスを開放し自由に集う会として開催されていますが、今後は毎月開催をめざし、多くの住民が集まり、交流できればと考えています。このような交流・ふれあい活動をすすめることが災害時でも助け合える、安心して暮らせるまちづくりにつながると考えているからです。

西浅井町

やまかど 「山門あじさいサロン」

～ 心をつなぐ～

地域の概要

西浅井町・山門区はおよそ65世帯、252人で高齢化率約29%の地区です。山門区には約3万年の歴史をもつ高層湿原があり、貴重な野生植物が多数自生しています。「水源の森100選」や「日本の重要な湿地500」にも選ばれ、山門区の住民で結成された「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」が学習会や自然観察会等に取り組んでいます。

山門あじさいサロンの発足

平成11年2月に西浅井町社協がふれあいいきいきサロン（以下、サロンとします）を紹介する講座を開催しました。その講座に参加した山門区の民生委員、日赤奉仕団、老人クラブの女性3人が「山門でもサロンをやりたい」という思いで一致し、そして、町社協から指導を受けながらサロンの開設準備をすすめました。

サロンの会場について区長に相談したところ、「公民館（集会所）は階段があるので、『老人憩いの家』を使ったらよい」と、快く了解して頂き、さらに、老人憩いの家にエアコンを設置したり、トイレを改修したりして区から全面的に協力を頂きました。そして、サロンのスタッフボランティアも9名に増えました。

サロンの名称は「山門あじさいサロン」（以下、あじさいサロンとします）にしました。季節は梅雨。梅雨の雨の中、美しく咲く紫陽花を見てこの名称にしました。

スムーズに準備がすすんだあじさいサロンでしたが、参加の呼びかけに対しては遠慮される場面もしばしばありました。ちょうどこの頃、認知症の問題がクローズアップされ

ており、サロンは認知症の人だけが参加するものと誤解されたようでした。しかし、徐々に参加してみたいという人も多くなり、平成11年6月25日、9名のスタッフと9名の参加者で第1回目のサロンを開くことができました。

サロンの内容

あじさいサロンは月1回、表のような内容で開催されます。参加費は500円で、サロンの運営費は町社協から年3万円、区から年2万円が助成されています。

<表>

時 間	内 容
8:00	スタッフ集合・準備
11:00	開始・挨拶
12:00	昼食・おしゃべり、ゲーム
14:00	歌、おやつ
15:30	解散

あじさいサロンの昼食は、お花見などの季節の行事でお弁当をとる以外は、スタッフの手づくりです。会場の近くのお寺から筍ご飯や栗ご飯、ちらし寿司などの季節のご飯の差





し入れも年3回あります。このお寺からの差し入れはサロン開設時からずっと続いています。また、最初は「昼寝」の時間もとっていたようですが、参加者は昼寝をする間も惜しんでおしゃべりに花を咲かせます。ですから、早々に昼寝の時間はなくなりました。

1月から2月は雪のため開催しないのですが、今年（平成21年）は雪が少なく、開設以来、初めて12回開催しました。

1回あたりのスタッフと参加者の数は、ほぼ同数で10名前後、あわせて20名前後の人たちが参加しています。参加者には夫婦で参加する人もいます。それも、男性がいつも4～5人は参加し、みんなで楽しいひと時を過ごします。

人を大切にするサロン

あじさいサロンは人を大切にします。それはあじさいサロンの「約束」にあります。

サロンで自分の家族の悪口を言わないこと、他人の批判をしない、ということです。この2つの約束は、人を思いやる、人を大切にするということであり、だからこそ、あじさいサロンが楽しい場になっています。

あじさいサロンの開催日の決め方にも、人を大切にする心が滲みでています。あらかじめ1年間の開催日を決めるのではなく参加者の通院日やデイサービスの利用日を外して、その都度決めているのです。

サロンの開催日が決まると、スタッフが隣近所に案内を書いたメモを配ります。もちろん、普段参加していない人にも配ります。他人の中に出るのを嫌がる人やサロンに参加したいけどみんなに迷惑をかけるからと遠慮す

る人もいます。

取分けることのできるお昼ご飯のときは、参加しない人たちにも、スタッフが自宅を訪問して「お裾分け」をします。そして、スタッフ同士で、参加しない人の様子について情報交換をします。こうした動きを自然にできるのは、あじさいサロンが人を大切にしている証であるといえます。

あじさいサロンのこれから

あじさいサロンは、今年で10年を迎えました。この10年で80回開催し、770人の参加者と537人のスタッフが参加し、今では、山門区になくてもならない場となりました。

開設当初はスタッフであった人も今では参加者になっています。しかし、スタッフ数は10年たっても減ることはありません。「先輩が、次の世代に心をつないでくれている」からなのです。

若い世代が上の世代にお世話になったことを忘れず、そのお返しをする。つまり互酬性が暮らしの基本として綿々と受け継がれているのです。

それを示すのが、サロン日誌です。第1回から日誌をつけ続けています。それは、あじさいサロンの足跡であると同時に、次の世代への贈り物でもあるのです。記念すべき第1回目のサロン日誌には次のような言葉がしたためられていました。

「いよいよサロンの始まり。スタッフ一同手探り状態の幕開けとなりましたが、皆さんに喜んで頂けありがたく思う。」

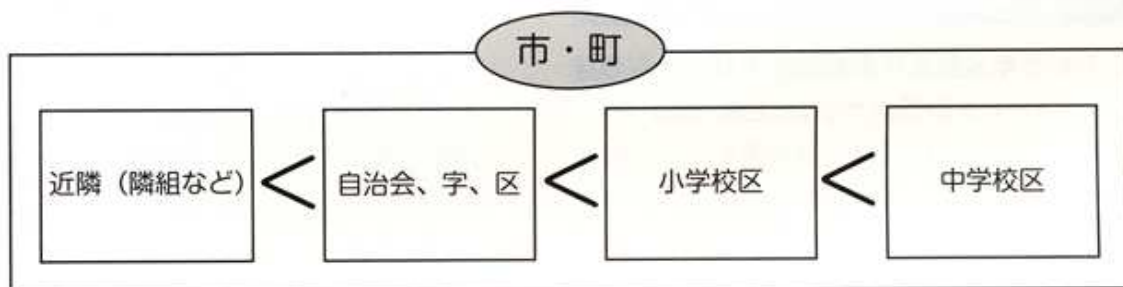
あじさいサロンは、これからも山門区の心をつなぐ存在として美しい花を咲かせ続けることでしょう。



○小地域福祉活動の“小地域”とは

(1) 小地域の範囲

小地域とはどのような範囲を指すのでしょうか。小地域とは住民にとっての「生活の基礎範囲」であるといえます。地域によって違いはありますが、もっとも身近な範囲である近隣、それよりも大きい自治会や字、さらに小学校区、中学校区と大きな範囲になります。



(2) 小地域の特徴

小地域には、小地域ならではの特征があります。

① 日常生活を送り、日常的に互いの顔が見える範囲

小地域は私たちが日常生活を送る場です。そして、日常的に住民の顔が見える範囲といえます。これは日常的に住民同士が話しあい、交流することのできる範囲といえます。

② 住民自治活動を行う基本単位

自治会などで住民が自治活動を行う基本単位で、住民が協力し合って地域自治を行う場です。

③ 福祉課題に気づく場

顔の見える範囲だからこそ、SOSを発信している人の存在に気づきやすいといえます。

また、問題を早期発見し、対応が可能な範囲であるといえます。

④ 福祉活動を行う場

地域の福祉問題に対して、日常生活の一環として福祉活動を行うことが可能な場です。

住民が気軽に福祉活動に参加できる場です。

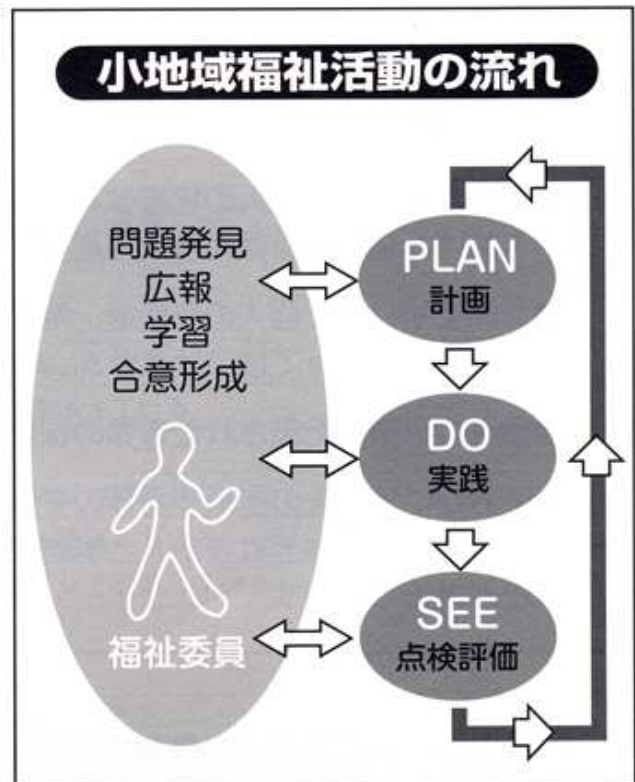


○小地域福祉活動のより良いすすめ方

(1) みんなで意見や希望を出し合い、共有しましょう

地域にあった活動をすすめていくために、「どんな活動がしたいか」、「どんな活動が必要か」ということなど、地域の状況や困りごとなどについて、住民同士が話し合える機会をつくりましょう。

具体的には、懇談会やアンケートで意見を聴く、活動をとおして希望を聴く（たとえば、サロンなどで話をする）などの方法があります。



(2) 活動に参加する人、活動する仲間を増やしましょう

① 実際の活動を通して、仲間を増やす

少しずつ、多くの人が地域福祉活動にかかわることは、小地域福祉活動で大切なことです。仕事や心身の状況など、人それぞれに状況は異なりますが、誰でも自分の得意分野や好きなこと、関心のあることがあります。

「できるときに、できること・したいことを、楽しくできる」ための工夫をしましょう。

② 隠れた人財を発掘する

地域には、仕事や趣味等でつちかった技能や知識、経験を持つ人がたくさんおられます。企業や施設、公共機関が本業を生かして活動に役立てている事例もあります。地域で活躍していただけたらいい人を探してみましょう。

③ 地域の世話焼きさんをみつける

「人の世話が大好き」な人は、活動の大事な協力者です。どこにどんな世話焼きさんがいるのか、情報を集めてみましょう。

④ 効果的な誘いかけの方法

伝統的な誘いかけの方法は広報紙やチラシですが、「口コミ」や「人づて」の方が効果的なことが多いです。

(3) 地域の団体・施設・機関と連携して活動を進めましょう。

地域にはいろいろな団体や施設、機関があります。必要に応じて、これらと連携して専門的な協力やアドバイスなどをうけながら、幅広い活動をすすめてみましょう。

プライバシーを守る

- 活動上知り得た個人の秘密はみだりに口外してはいけません。噂となって広まれば、信頼関係はたちまち崩れ、その人を深く傷つけてしまいます。
- 活動上知り得た個人の秘密は、相手の同意を得て、問題解決のみに活用し、他の目的に使ってはいけません。
- 個人の秘密が記載された書類の保管管理には細心の注意を払いましょう。
- 明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の時、あるいはそのおそれがあると判断されるときは、生命や身体の安全を守ることが優先されます。

○小地域福祉活動の点検について

1. 点検に取り組む意味

地域の声や課題に応じて活動をすすめていくと、活動の幅が広がり、地域の中で取り組むことが難しいこと、また、そもそもの活動の目的がわかりづらくなることもあるかもしれません。時には、新たな課題に対応するため、これまで続けてきた活動を取りやめることを考えていく必要があるかもしれません。

こうした状況において、例えば、「今後もやっていくべき活動」と「続けなくても良い活動」の判断をするとき、関わる人それぞれの漠然としたイメージで話し合われることが多いのではないのでしょうか。

活動に関わる人たちがみんなで考えていくために、自分たちの活動の点検指標をつくり、活動を振り返ることが重要です。それが活動の継続のポイントにもなります。

2. 点検項目のイメージ

実際の「点検項目」作成の目安となる例（表1）を以下に示しています。表1の評価区分・評価項目は、「ふれあい・いきいきサロン」を例として、「どんなサロンをつくっていききたいか」、「サロンをとおして、こんなことができたらいいな」、といった思いや願いを言葉として具体化したものです。

表1の点検項目のうち、自分たちの地域において、できている項目をチェックすることで、その活動内容や意味など、状況をつかむことができます。

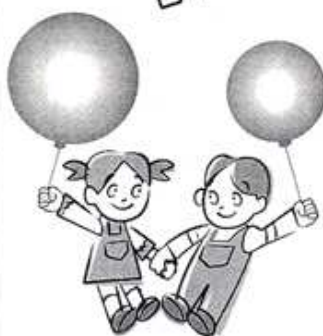
【表1 「ふれあい・いきいきサロン 活動点検項目」の例】

評価区分	評価項目	チェック
A 参加する人の声を生かしている	1 サロンでの関わりをとおして声を聞いている	V
	2 アンケート等で、参加者の声を聞いている	
	3 企画を考える会議をもっている	V
	4 参加者も一緒になって活動をつくっている	
B みんなが楽しめる工夫をしている	1 お茶や茶菓子を準備している	V
	2 ゲームなどを行っている	
	3 男性も参加できる場（囲碁、将棋など）をつくっている	V
	4 ……	
C 広く参加を呼びかけている	1 チラシを作成し、配布している	V
	2 訪問して声かけしている	
	3 広報誌でサロンの様子を伝えている	
	4 ……	
D 参加しやすい条件をつくっている	1 自治会館など、身近な場所で開催している	V
	2 手すりやスロープなどを設置している	
	3 みんなが使いやすいトイレを設置している	V
	4 参加費をとっている	
E いろんな人が運営に関わる工夫をしている	1 民生委員が関わっている	V
	2 福祉委員が関わっている	V
	3 活動内容に応じてボランティアが関わっている	
	4 地域住民が自由に入出りできる形をとっている	

安心を支えます

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償事故を補償



特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 熱中症（日射病・熱射病）による障害も補償
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償
- 地震等天災によるケガも補償（天災タイプ加入の場合）

保険料（掛金） Aプラン…260円 Bプラン…420円 Cプラン…590円
天災急病補償タイプもあります。

※各プランの保険金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご覧ください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動の一環として行うボランティアに関する行事におけるケガや賠償事故を補償！

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャー等の活動中のケガや賠償事故を補償！

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故等によるケガを補償！

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
団体契約者 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

<http://www.fukushihoken.co.jp>

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社

各事例の詳細については、それぞれの市町社協へお問い合わせください。

県内市町社会福祉協議会一覧（平成21年3月現在）

社 協 名	〒	住 所	電話番号
大津市社会福祉協議会	520-8530	大津市浜大津4丁目1-1 明日都浜大津内	077-525-9316
彦根市社会福祉協議会	522-0041	彦根市平田町670 市福祉保健センター別館	0749-22-2821
長浜市社会福祉協議会	526-0037	長浜市高田町12-34 社会福祉センター内	0749-62-1804
近江八幡市社会福祉協議会	523-0082	近江八幡市土田町1313 市総合福祉センターひまわり館内	0748-32-1781
草津市社会福祉協議会	525-0034	草津市草津3丁目13-25 旧市役所庁舎内	077-562-0084
守山市社会福祉協議会	524-0013	守山市下之郷町592-1 福祉保健センター内	077-583-2923
栗東市社会福祉協議会	520-3015	栗東市安養寺190 総合福祉保健センター内	077-554-6105
甲賀市社会福祉協議会	528-0005	甲賀市水口町水口5609 水口社会福祉センター内	0748-65-6370
野洲市社会福祉協議会	520-2413	野洲市吉地1127 中主ふれあいセンター内	077-589-4683
湖南市社会福祉協議会	520-3234	湖南市中央1丁目1番地 社会福祉センター内	0748-72-4102
高島市社会福祉協議会	520-1121	高島市勝野215 高島市役所高島支所2F	0740-36-8220
東近江市社会福祉協議会	527-0016	東近江市今崎町21-1 八日市福祉センター内	0748-20-0555
米原市社会福祉協議会	521-0023	米原市三吉570 地域福祉センター「ゆめホール」内	0749-54-3105
安土町社会福祉協議会	521-1342	安土町上出908-1	0748-46-2571
日野町社会福祉協議会	529-1602	日野町河原1丁目1番地 勤労福祉会館内	0748-52-1219
竜王町社会福祉協議会	520-2552	竜王町小口4-1 福祉ステーション内	0748-58-1475
愛荘町社会福祉協議会	529-1313	愛荘町市731番地 愛荘町立福祉センター愛の郷内	0749-42-7170
豊郷町社会福祉協議会	529-1161	豊郷町四十九院1252 豊栄のさと内	0749-35-8060
甲良町社会福祉協議会	522-0244	甲良町在土357-1 保健福祉センター内2F	0749-38-4667
多賀町社会福祉協議会	522-0341	多賀町多賀221-1 総合福祉保健センター内	0749-48-8127
虎姫町社会福祉協議会	529-0141	虎姫町宮部3445 福祉保健センター内	0749-73-2656
湖北町社会福祉協議会	529-0341	湖北町速水1860 地域福祉センターさわやかホーム内	0749-78-2144
高月町社会福祉協議会	529-0262	高月町西物部73-1 老人福祉センター内	0749-85-5700
木之本町社会福祉協議会	529-0423	木之本町千田53	0749-82-5419
余呉町社会福祉協議会	529-0515	余呉町中之郷2434 余呉やまなみセンター内	0749-86-8109
西浅井町社会福祉協議会	529-0701	西浅井町塩津浜1795 保健福祉センター内	0749-88-8181

滋賀県社会福祉協議会	525-0072	草津市笠山7丁目8-138 長寿社会福祉センター内	077-567-3920
------------	----------	---------------------------	--------------